2021年12月20日　参議院総務委員会　会議録抄

地方交付税法改正案（2021年度補正予算関連） 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。金子大臣となってからは初めての質問となりますので、よろしくお願いいたします。

　私は北海道岩見沢市の出身ですが、金子大臣は、先ほどまで御出席されていた渡辺政務官とともに、十二月四日に岩見沢市を視察したとお伺いしました。今回の視察は情報通信ということではありますが、総務大臣にとって大事なのは、地域や地方を大事にするという観点が必要だと私は考えています。

　地域のことをよく知り、住民の暮らしを支えているのは地方自治体でございます。金子大臣の御出身は熊本県であり、過去に熊本地震や豪雨災害、こういった災害などが発災し、その際に被災者支援、復旧復興を担うのも自治体であるということは御承知いただけると存じます。

　大臣がお考えになる地方自治体の重要性について、まずは見解をお伺いします。

○金子恭之　総務大臣　お答え申し上げます。

　地方自治体は、保健、福祉、教育、消防など、様々な行政分野で広く住民生活に身近な行政サービスを担っております。日頃から地方自治の第一線で住民の福祉の増進のために力を尽くしていただいており、極めて重要な役割を果たしています。

　私、熊本県の人口二千人の小さな村で生まれ育ちました。信号もありませんでした。舗装もされておりませんでした。ですから、地方自治のことは非常に重要性を感じております。

　先日、先生の御地元の岩見沢も行かせていただいて、担い手不足の農業においてスマート農業をしっかり活用されているという姿を見ながら、そういう地方というのを大切にしなければいけないなと。また、昨年の七月豪雨災害は私のまさに地元で起きまして、その復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

　私も、かねてからモットーとして、地方の繁栄なくして国の繁栄なし、これをしっかりと胸に刻みながら頑張っております。総務大臣として、引き続き、徹底した現場主義を貫き、現場の最前線にある自治体と緊密に連携協力しながら地域の発展に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。本当に、御自分のお言葉で地方自治体の役割などを語っていただいたので、その観点で引き続きお願いいたします。

　大臣のお話にもあったとおり、自然災害だけではなくて、コロナ禍においても、国が制度や設計を決めたとしても、実際にそこの地域に住む住民の方に公共サービスを行き届けるのは自治体の職員であります。そういうことを考えると、今回の補正予算にあるマイナポイント事業、これについて、本当に自治体の現場を見てのものなのか、私は疑問があります。

　そもそも、健康保険とのひも付けをしても、実際に医療現場で保険証として使用できる医療機関は全体の八％でしかないという報道もありました。そもそも、整備ができていないのにマイナポイント事業を続けることに本当に財政法の二十九条の緊要性が通じるのでしょうか。金子大臣にお伺いいたします。

○金子恭之　総務大臣　マイナポイント第二弾は、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに、カードの健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図ることを目的としております。中でも、コロナ禍において可能な限り早期の消費喚起につなげる必要があると考えております。このため、予算成立後速やかに実施すべきものと考えており、財政法第二十九条に定める緊要性があるものと考えております。

　補正予算の成立が前提ではありませんが、このような観点からも、カードを、あっ、前提ではありますが、このような観点からも、カードを新規に取得された方などに対するポイントの申込み、付与を来年一月から開始したいと考えております。

**○岸まきこ**　先日、マイナンバーカードの交付とか申請を担当する職員とお話をさせていただきました。すると、住民から、カードを持ったけど使うところがないという苦情を言われたというようなことも、本当に現場ではちょっと困っているんですね。相当苦労しています。

　マイナポイントは、二万円というお金でマイナンバーカードを売っていると言っても過言ではないかと私は考えます。高いカードだなと正直思うんです。先ほど、経済対策、地域に緊要性が大事だと言っていましたが、一部の大手チェーンでしか使えないのではないかと、これは、私は今年の一月のときにもそのように質問させていただきました。コンビニもスーパーもないという町村が北海道にもまだあります。まさに、そういった地域に住む方はオンラインで買物ができなければ使うことができないんです。なおかつ、地域の偏在性など考えると誠にいびつというか不平等な、このマイナポイント事業というのは国の事業であると指摘せざるを得ないということを重ねて伝えておきます。

　このマイナンバーカードの普及には、大事なのはポイントよりも不安解消です。個人情報が守られるのかどうか、ここに信頼性がないのでなかなか普及が進んでいかないのではないでしょうか。このことについてお伺いします。

○田畑裕明　総務副大臣　御質問ありがとうございます。

　マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全確実に本人確認を行うことができますデジタル社会の基盤となるツールであります。

　マイナンバーカードにつきましては、カードを他人に知られたとしても、その利用には厳格な本人確認が求められ、悪用は大変困難であるということ、またカードのＩＣチップでございますが、税や年金などの機微な情報は記録されてございません。また、仮にカードを紛失をされたといたしましても、二十四時間三百六十五日体制のコールセンターへ連絡することで速やかにその機能を一時停止できることなど、個人情報保護に十分配慮したこととなってございます。

　ただし、これまでもこのような安全性につきまして、政府広報やホームページ、リーフレットなど、様々な媒体を通じて周知をしてきたところでございますが、引き続き、関係府省と連携をいたしまして、丁寧な、連携をし、丁寧な周知、広報を行いながら誤解や不安をしっかり払拭をして、政府全体で令和四年度末までに国民の皆様に行き渡ること、このことを目指して取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○岸まきこ**　今副大臣から答弁がありましたことがなかなかまだまだ国民には伝わっていないのではないかと考えます。どこまでこのカードが使えるのかも定かではないというか、知られていないので、ポイントよりもやっぱり不安解消を、信頼性を高くしていくというのが重要だと考えます。

　このマイナンバーカードの交付事業についてなんですが、十二月九日に総務省の自治行政局長から、マイナンバーカードの交付円滑化計画の再改訂についてという通知が各自治体へ発出をされています。六枚にもわたってびっしりと自治体に細かく要請しているものですが、それを読んで私びっくりしたんです。土日の窓口開設だけではなくて、本当は、これだって本当は残業代も掛かるので問題なんですが、地方交付税始め行政運営の費用にも関わってくる問題ですが、そこは今は触れません。この後です。申請促進策として、期日前投票所、確定申告会場、さらには、新型コロナワクチンの三回目接種が今後本格化するから接種会場で申請サポートの取組の更なる推進を図られたいと書いてあるんです。

　総務省は、ワクチン接種会場で本気でできるとお考えでしょうか。

○吉川浩民　総務省自治行政局長　お答えいたします。

　令和四年度末までにほぼ全国民の皆様に行き渡ることを目指す観点からは、市区町村における交付体制の計画的な整備充実に加えまして、窓口の混雑緩和や事務負担の平準化を図るため、カードの早期申請を促進する取組が重要であると考えております。

　御指摘の新型コロナウイルスワクチン接種会場につきましては、ワクチンの三回目の接種も予定されており、多くの住民が集まる場所であること、ワクチン接種に当たり来場者が本人確認書類を持っていらっしゃること、その場で市区町村職員が本人確認を行えば住民が改めて窓口に来ることなくカードを郵送で受け取ることができることなど、住民の利便性の観点から、一部自治体における先行事例も踏まえまして、カードの申請促進に効果的な場所としてお示しをしたところでございます。

　実際に、最初にこの件に関する通知を出させていただきました七月下旬以降、感染防止対策や体制確保を講じた上で、ワクチン接種会場での申請の受付や写真撮影などの申請サポートの取組が実施される例が出てきており、カードの申請促進に一定の効果が上がっております。なお、こうした取組もマイナンバーカード交付事務費補助金の対象となっております。

　引き続き、市区町村の御意見も伺いながら、効果的なカードの申請促進策を展開してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ワクチン接種は、人員不足の中、自治体の努力によって実施していることは総務省も御承知だと考えていますが、本当に現場にマイナンバーの職員を派遣できる余裕は今ありません。もっと言えば、本当にどこにも職員足りないので、本当に苦労しているのが今自治体の実態です。

　接種後三十分間確かに経過観測で、皆さんもワクチン打ったときに経験あると思いますが、三十分間確かに待つ時間はあります。ですが、体調が急変するかもしれないときに伺って、どうですかなんて言えるわけがないんですね。空港で待っているときにクレジットカード作りませんかと言ってくるのと同じように考えているのかもしれませんが、全くもって現場とは懸け離れているのではないかと考えています。もっと現場に寄り添ったことを総務省としてしていただきたいと。

　国と自治体は法の理念としては対等なんです。しかし、この理解が国にあるのか、市区町村を下部機関であるかのような、かつての機関委任事務的発想で指示がなされることが本当にこのコロナ禍で多くて、本当、現場は混乱しています。政府には、自治体が国の出先機関であるかのような扱いはやめていただきたいと強く要請します。大臣もそのことを忘れないでいただきたいと考えています。

　このマイナンバー関連業務は、自治体に相当な負荷を掛けている事業です。きちんと現場の声を聞いていただきたいというのは先ほどから何回も言っていますが、人員不足は一層このマイナンバー関連業務で深まっているんです。

　すごく疑問なんですが、なぜ申請と交付、パスワードの設定などを全てオンラインでできないのか、お伺いいたします。

○吉川浩民　総務省自治行政局長　お答えいたします。

　マイナンバーカードは、成り済まし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としております。

　仮にパソコンやスマートフォン等を用いてオンラインで本人確認を行おうといたしますと、例えば、本人確認書類としての運転免許証等が偽造されていた場合それを検知できるか、あるいは、手続を行っている人の顔画像等の真正性や交付しようとしているマイナンバーカードの顔写真との同一性を正確に確認できるかといった課題がございまして、対面と比較して成り済ましの危険性が高いと考えられます。このため、オンラインでの本人確認という手法を取ることは考えておりません。

　その上で、交付事務に係る負担軽減は重要と考えておりまして、これまでも、国費により交付体制の整備充実への支援を行ってまいりましたほか、市区町村の御意見を踏まえ、カード交付事務の一部について民間委託を可能とするなど、交付事務の効率化を図ってまいりました。

　引き続き、市区町村の御意見も伺いながら、カードの円滑な交付に向けて取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　高いセキュリティーが必要なことは今の答弁でも理解はいたしましたが、とはいえ、この窓口に人が押し寄せて混雑している状況は改善が必要です。民間委託だけではなく、やっぱりできればオンラインというのも検討していただきたいと思います。特に、あの二万円のポイントへの問合せが既に自治体にたくさん来ていると聞いています。できれば、このアナログを改善していただきたいです。

　また、マイナンバーカードの有効期限は十年となっていますが、電子証明書は五年、いずれ更新がやってきます。今回、このマイナポイント事業でもあって取得した時期が集中しているので、更新時も人がどっと押し寄せることになるのではないかと考えますが、この本人確認のためのカードなので、更新時ぐらいはオンラインでできないのでしょうか、お伺いします。

○吉川浩民　総務省自治行政局長　お答えいたします。

　公的個人認証の電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、政府のガイドライン上、最高位の保証レベルを実現しているわけでございます。

　電子証明書の有効期間は、暗号技術などの進展も考慮し、安全性、信頼性を維持するため、発行から五回目の誕生日までとしており、その更新の際は新たな電子証明書を発行することになるわけでございます。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いてオンラインで本人確認を行い電子証明書を発行する場合は、他人には知られてはいけないこの電子証明書の秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティー上の問題が生じます。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまいますため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もございます。

　オンラインでも安全確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールという性格に鑑みまして、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行、更新することは現在のところ想定しておりません。

**○岸まきこ**　マイナンバーカードについてのこのパスワード等の設定や更新時の課題ですが、インターネット上の回線の問題だとかがあるので、信頼性を高めるためにも切り離してやっているんだということで理解をいたしますが、ただ、やっぱり何とかこの集中しているものを改善しないと、また混乱が自治体に招いてしまいます。

　現在は自分の住んでいる自治体でしか手続ができないと考えますが、この申請についてですね、更新とか、他の自治体での手続もできるようにするなど見直すべきではないかというふうにも考えています。更新も含めて、このままだと夜間も土日もずっと自治体を開庁しなきゃいけないと。そうなると負担が大き過ぎます。首都圏など自治体をまたいで仕事をしている人も使い勝手がいいように、是非この更新に当たっても改善をお願いいたします。

　マイナンバーカードを普及するに当たってもう一つ心配しているのは、紛失した際の再発行についてです。これまで、保険証であれば、紙の保険証であれば再発行の手数料は掛からなかったのに、マイナンバーカードは、平均、再交付するときに千円ぐらい掛かるんですね。そういったことをきちんと周知しておかなければ、実際に窓口でトラブルが起きかねません。

　どのように対策するか、お伺いいたします。

○吉川浩民　総務省自治行政局長　お答えいたします。

　マイナンバーカードを紛失した場合など本人の責めによる場合には、カードの再発行に八百円、電子証明書の再発行に二百円、合計で御指摘のとおり千円の手数料が掛かることになっております。

　再発行の際に手数料が必要となる場合があることにつきましては、総務省のホームページにおいても周知しており、また、個々の市町村、市区町村におきましても住民に対して周知がされているものと承知をしております。

　現在のところ大きな混乱は生じていないものと認識しておりますが、今後、マイナンバーカードの発行枚数が増加していく中、総務省としても、市区町村における実情の把握に努めながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　現在のところは、普及させたいので、再発行している場合もおおむね無料としているというふうにもお伺いしております。ですが、これは、今後の見通しは不透明なので、やっぱり懸念が残るため、引き続きちゃんと周知を広げていくということが重要だと考えます。

　今年の一月の補正予算では、今回とは全く逆で、当初予算の見込みよりも国税が下振れしたことによって、後年度にツケが回った法改正を行いました。今回は、地方交付税の法定率分が四・三兆円プラスということになりました。自治体にとってはマイナスになるよりはよかったものの、大幅な乖離があるので確認をしておきたいです。

　なぜこんなに差ができたのか、そして、今後、見積りをなるべく正していくためにはどうすべきかというのをお伺いいたします。

○青木孝徳　財務省大臣官房審議官　お答えいたします。

　令和三年度の補正後税収でございますが、当初予算税収五十七・四兆円から六・四兆円の増額補正を行い、六十三・九兆円となってございます。これにつきましては、足下の課税実績が非常に順調に推移、進捗していることに加えまして、雇用、賃金が持ち直すとともに、企業業績も引き続き改善しているということなどを反映しているものと考えております。

　また、見積りの精度向上につきましてでございますが、税収の見積りにつきましては、まさにこの直近の課税実績に加えまして、法人税でございますと、上場企業への個別のヒアリングを通して上場企業のこの税金の収納見込みを把握することでございますとか、また、法人ごとに得られるデータを用いまして繰越欠損金が及ぼす影響についてもしっかり把握すること、また、シンクタンクなど民間調査機関からの情報収集などをしっかり行いまして、見積り時点で利用可能なデータを最大限活用することで税収の見積り精度の向上に努めておりますが、引き続きこうした取組をしっかり進めてまいりたいというふうに考えてございます。

**○岸まきこ**　なかなか本当に難しい問題かもしれませんが、なるべくですね、今年はいいんですが、その前の年とかはずうっと下振れをしてきて自治体にも波及していたという問題を考えると、なるべく精密にしていただくように引き続き御努力をお願いいたします。

　予算委員会でも取り上げていましたが、国土交通省の統計を悪質にも書き換え、水増ししていた報告というのが発覚しました。これは地方交付税に影響しないと言えるのでしょうか。税収見込みの算出に当たって、この建設工事受注動態統計は、影響は小さいのかもしれませんが、地方交付税にも何らかの影響を与えていないのか、お伺いします。

○青木孝徳　財務省大臣官房審議官　お答えいたします。

　税収見積りに与える影響ということで、まず、令和三年度の補正予算における税収の見積りに当たりましては、まず、各税目につきまして足下の課税実績を勘案し、また、所得税につきましては雇用、賃金に関するデータ、特に変動の大きい法人税については大法人を対象とした企業収益についてのヒアリングを行うなど、そういったことを勘案して見積りを行っているところでございまして、今回の件による補正予算の税収見積りへの影響は基本的にはないというふうに考えております。

**○岸まきこ**　この問題、現段階では詳細が明らかとなっていないため、不明瞭ではあるものの、今そのヒアリング等も行っているから大丈夫だといいながらも、地方交付税法も多少なりとて影響したのではないかと考えます。

　地方税法、かなり大事な、地方にとっては大事な財源になっていて、ちりも積もれば山となるので、これ大きな問題だと考えています。この統計問題は引き続き総務委員会としても協議すべき課題ではないかと、この交付税の立場からも考えるところでございます。

　次に、二〇二〇年度の自治体決算の歳出総額についてお伺いをいたします。

　コロナ対策などで過去最大となっているんですが、中には、例えば公営交通などの企業会計の赤字が自治体の財政逼迫にも影響を及ぼしているところもあるように聞いています。

　私も、どっちが良いとは一概には言えませんが、臨時財政対策債の償還財源の措置として今回一・五兆円として配分することになりましたが、これで地方財政を支えることになっているのかどうか、お伺いをします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　御指摘のありました臨時財政対策償還基金費に関しまして、この臨時財政対策債につきましては、従来より発行抑制につきまして地方から強い御要望をいただいているところでございます。

　また、令和三年度当初の地財対策におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地方税や地方交付税法定率分の減少が見込まれまして、臨時財政対策債の発行額は令和二年度の三・一兆円から令和三年度の五・五兆円へと、大幅に増加したところでございます。

　このような状況の中にありまして、今般の補正予算におきまして、地方交付税法定率分が大幅に増加したことを踏まえまして、臨時財政対策債の償還財源を措置するため、令和三年度の地方交付税を増額した上で、普通交付税の臨時費目といたしまして臨時財政対策債償還基金費を創設し、地方自治体に追加交付することとしたところでございます。

　なお、令和三年度当初時点において見込まれました歳出に必要な財源につきましては、同年度の地方財政計画の策定を通じて適切に確保されておりますほか、今般の補正予算に伴う地方負担等につきましても、補正予算債や地方交付税の増額、そして内閣府所管の地方創生臨時交付金によって必要な財源が確保されているものと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　次に、二〇二二年度の地方交付税総額も巨額の財源不足が見込まれるとのことから、この度、一・三兆円は次年度の交付税総額へ加算されることとなりました。

　これやっぱり、金子大臣、根幹として、地方の財源を確立するということが重要だと考えます。金子大臣には、この間の、自治体の悲願でもあるといいましょうか、法定率の引上げ、大臣の就任中に達成していただきたいと考えています。

　大臣の御答弁をお願いいたします。

○金子恭之　総務大臣　岸委員、済みません、今日、私、参議院の総務委員会、初めての答弁で緊張しておりまして、先ほど、マイナポイント第二弾のことでちょっと言い残したことがございまして、まずそこを訂正させていただきたいと思います。

　ポイントの申し込む日を来年一月から開始したいと申し上げましたが、正確には一月の一日ということでございまして、本当に申し訳ございませんでした。

　今先生からお話がありました交付税率の引上げについてでございますが、令和四年度の概算要求においても巨額の財政不足が、財源不足が見込まれることから事項要求をしております。

　現在、国、地方共に厳しい財政状況にあるため、交付税率の引上げは容易ではありませんが、今後も交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張し、政府部内で十分に議論してまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　私、大臣で三人目にこの法定率の引上げをお願いしているところなので、是非、就任中に力強く推し進めていただくようにお願いいたします。

　これも一月の委員会で質問したところなんですが、感染症業務を担う保健所の交付税の措置について再度御質問させていただきます。

　今年度から三年間、保健所の保健師を一・五倍にするための交付税措置を行うとしたところですが、本年度はこの措置によって増えたかどうかというところです。残念ながら増えていないというような実態も現場には聞いています。

　以前も指摘しているんですが、一九九四年から交付税算定を下げてきた影響というのはすごく自治体に大きくて、過去に新型インフルエンザが流行した直後もほんの少しだけ交付税を増額しましたが、翌年からまた削減したという記憶が自治体には残っています。こういったこともあり、自治体は、また、交付税今ちょっと増えているけれども、また減らされるんじゃないかということで、採用に踏み切ることができていないという実態もあります。

　保健所の交付税措置の増額等恒久化をすべきだと私は考えますが、このことについて答弁をお願いいたします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　保健所は、御承知のとおり、感染症を始め母子保健や精神保健ほか食品衛生や生活衛生など、地域住民の健康を保持増進するための様々な役割を担っております。

　こうした多様な役割を踏まえまして、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を、コロナ禍前に約一千八百名だったものにつきまして、令和三年度から二年間掛けて一・五倍の約二千七百名に増員するために必要な地方財政措置を講じることとしております。

　また、地方団体における実態や地方団体からの要望も踏まえまして、感染症対応業務以外の保健師や保健師以外の職員の方につきましても、令和三年度に地方交付税算定上の人数を増やしているところでございます。

　更なる保健所の体制強化の在り方につきましては、まずは厚生労働省において地方団体の意見を踏まえて検討されるべきものであると考えてはおりますが、総務省といたしましても、厚生労働省と連携しながら必要な支援に努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

**○岸まきこ**　今の前田局長の答弁の中にも少し組み込まれていましたが、保健所の人員不足は保健師、感染症に携わる保健師だけにとどまらず、一般職も足りていない実態にあります。金子大臣には、引き続きこの保健所に対する交付税措置、積極的に引上げをお願いいたします。

　次に、最後になりますが、最後というか、最後の項目になりますが、二百四通常国会において成立した地方公務員の定年延長について質問させていただきます。

　参議院では、六月三日の総務委員会に附帯決議で、「地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされていることに鑑み、小規模団体を含む全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が、国家公務員の定年年齢の引上げの施行に断じて遅れることのないよう、制度設計に必要な情報を早期かつ十分に提供するなど、国として万全かつ厳格な対応を行うこと。」を政府に求めています。

　それから約半年がたちましたが、総務省においてこの万全かつ厳格な対応はどのように図られてきたか、お伺いします。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　総務省といたしましては、地方公共団体において、令和五年四月一日の施行に向け、必要な準備行為が計画的に実施されるよう、様々な形で助言してきております。

　まず、今年六月に、改正法の公布日、十一日、十一日でありますが、この日に公布通知を発出した後、同じ六月中に全ての都道府県、指定都市の人事担当課、市町村担当課、それから人事委員会を対象としました法律の説明会を実施したところでございます。また八月には、運用に当たっての留意事項について通知をいたしますとともに、地方公共団体からの問合せの多い項目を中心とした質疑応答集の第一版を提供したところでございます。さらに九月には、全国六ブロック単位で、これも都道府県の人事担当課、市町村担当課が参加する会議でございますが、これを開催いたしまして、役職定年など運用上の課題について意見交換を行っております。

　今後、更に質疑応答集の充実を順次図りつつ、今月中には条例骨子案も提供する予定としております。

　年明け以降、人事院規則等参考とすべき国の関係規定が出そろうことが見込まれますことから、総務省としては、できる限り速やかにこれを踏まえた条例例とこれに伴う運用通知を発出したいと考えております。

　引き続き必要な情報提供や助言をしっかりと行ってまいります。

**○岸まきこ**　その六月二十五日に行われた総務省の説明会において、地方自治体における関係条例整備のスケジュールは二〇二二年三月議会又は六月議会の対応を要請したと聞いていますが、総務省は各自治体が予定している条例整備の時期等を把握しているのか、把握しているならどのような状況か、お伺いします。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　九月の時点での都道府県及び市区町村の条例整備予定時期を調査いたしましたところ、約九割の団体が来年の九月までに条例整備を行うと回答しておりまして、多くの団体が令和五年四月の施行に向け条例整備の見込みが立っているところでございます。他方で、まだ時期未定と回答した団体もありまして、引き続きのフォローアップが必要だというふうに考えております。

　総務省として、再度、現在の検討状況の確認を行っているところでありまして、この結果も踏まえて、全ての団体で円滑な施行が行われるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　今回答にあったとおり、全てのところでは九月までで九割ということで、九月だと遅いんですね。各自治体における関係条例の整備は、その後の採用にも関わってくる問題でございます。準備状況の遅れについて、このような事態となるからこそ懸念していました。

　当委員会は、附帯決議において政府の対応を求めてきたんです。改めて、総務省における万全かつ厳格な対応、しっかりとみんなが一律になって実施ができるように総務大臣に期待するところです。

　これをきちんと自治体に条例整備を全て終わらせるということの決意を大臣にお伺いいたします。

○金子恭之　総務大臣　今、岸委員からお話がございました定年の引上げを実施するためには、各自治体において関係条例や規則を整備していただくことが不可欠であります。

　自治体がしっかりと対応できるよう総務省としてもこれまでも取り組んできたところでありますが、引き続き、条例整備の参考となる条例例骨子や自治体の疑問に答えるための質疑応答集の充実に努めてまいります。令和五年四月一日の法律施行日には全ての自治体において定年引上げが円滑に実施されるよう、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　本当に全てが一斉にできるように、大臣からも、全ての地方自治体の条例整備を速やかに行っていただくことと法に沿った一斉運用ができるよう引き続き尽力いただくことを、総務委員会への報告も求めながら質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。